

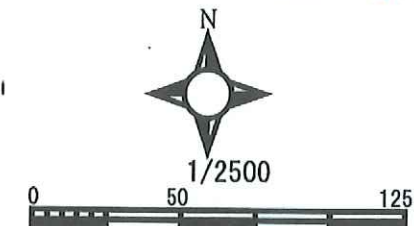
通

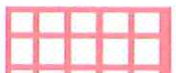
区域図 1/4

豊倉町地区

三田池

62.3



名称	条例別表第3 の該当区分	建築物の用途	凡例
豊倉町地区	条例別表第3 の3の項 地域活力 再生等区域	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
		・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
	条例別表第3 の2の項 工場、店舗等 周辺区域	・別表第1の4の項に規定する工場、店舗等周辺区域（県道玉野倉谷線沿道商業・サービス施設集積型）で建築できる建築物	
・別表第1の5の項に規定する工場、店舗等周辺区域（県道玉野倉谷線沿道流通業施設集積型）で建築できる建築物			
自治会区域界			

祇園神社

中池

上村下池

中央自動車道

56.9

鎌崎橋

111.2

安養寺

59.6

豊倉町

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」

確認

-7.2.24

兵庫県建築指導課

区域図 2/4

豊倉町地区

豊倉町

亀ノ倉池

69.4

下村下池

新池

58.5

天満宮 大願寺

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
豊倉町地区	条例別表第3の3の項	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
	地域活力再生等区域	・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
	条例別表第3の2の項	・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
	工場、店舗等周辺区域	・別表第1の4の項に規定する工場、店舗等周辺区域（県道玉野倉谷線沿道商業・サービス施設集積型）で建築できる建築物	
		・別表第1の5の項に規定する工場、店舗等周辺区域（県道玉野倉谷線沿道流通業施設集積型）で建築できる建築物	
自治会区域界			



1/2500

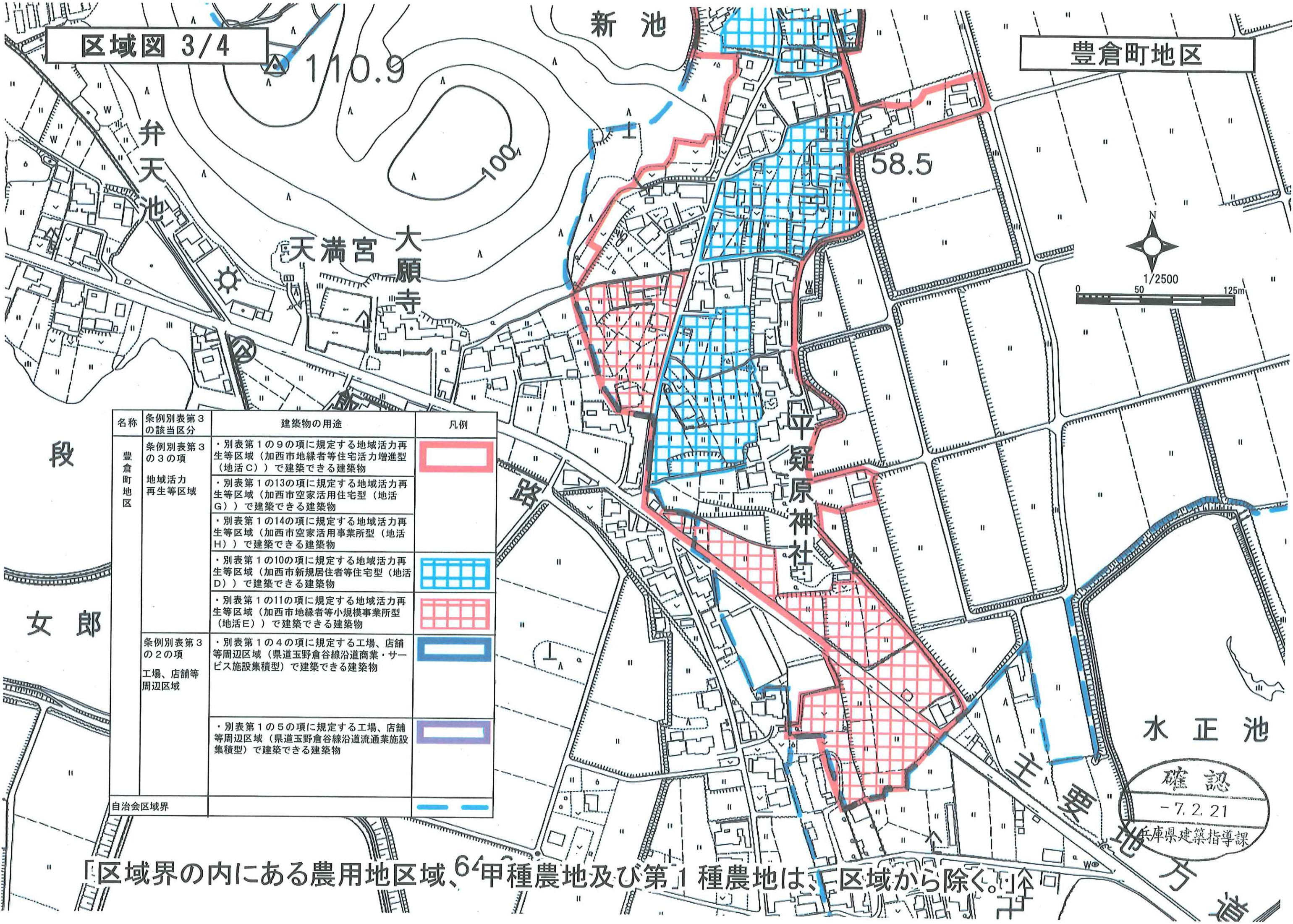
0 50 125m

「区域界の内にある農用地区域、甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」



区域図 3/4

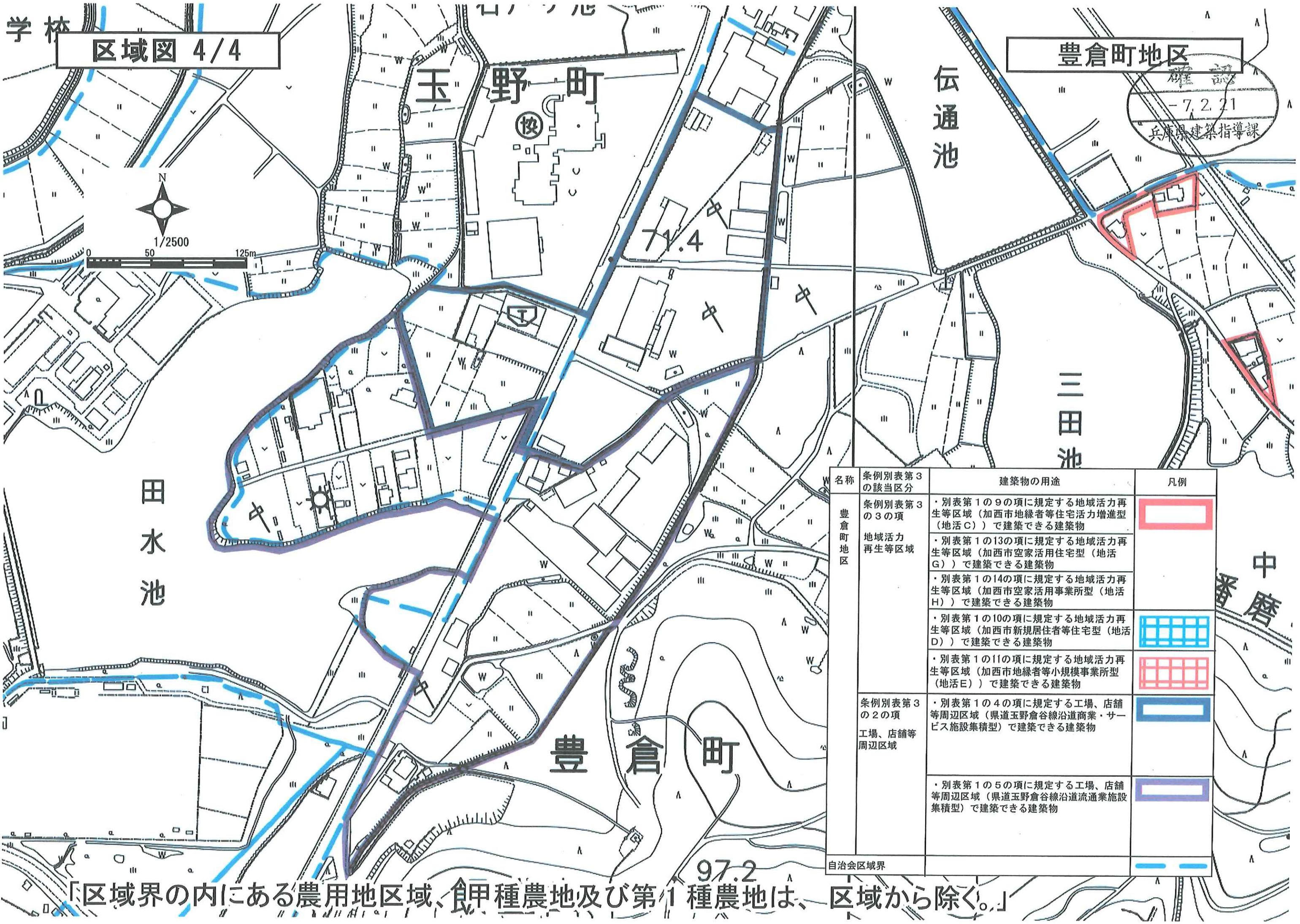
豊倉町地区



名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
豊倉町地区	条例別表第3の3の項	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
	地域活力再生等区域	・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
女 郎	条例別表第3の2の項	工場、店舗等周辺区域（県道玉野倉谷線沿道商業・サービス施設集積型）で建築できる建築物	
		・別表第1の5の項に規定する工場、店舗等周辺区域（県道玉野倉谷線沿道流通業施設集積型）で建築できる建築物	
自治会区域界			

確認
- 7. 2. 21
兵庫県建築指導課

「区域界の内にある農用地区域、6⁴甲種農地及び第1種農地は、区域から除く。」



区域図 4/4

豊倉町地区

確認

-7.2.21

兵庫県建築指導課



1/2500

50

125m

田水池

伝通池

三田池

中磨

名称	条例別表第3の該当区分	建築物の用途	凡例
豊倉町地区	条例別表第3の3の項	・別表第1の9の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等住宅活力増進型（地活C））で建築できる建築物	
	地域活力再生等区域	・別表第1の13の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用住宅型（地活G））で建築できる建築物	
		・別表第1の14の項に規定する地域活力再生等区域（加西市空家活用事業所型（地活H））で建築できる建築物	
		・別表第1の10の項に規定する地域活力再生等区域（加西市新規居住者等住宅型（地活D））で建築できる建築物	
		・別表第1の11の項に規定する地域活力再生等区域（加西市地縁者等小規模事業所型（地活E））で建築できる建築物	
豊倉町地区	条例別表第3の2の項	工場、店舗等周辺区域（県道玉野倉谷線沿道商業・サービス施設集積型）で建築できる建築物	
		・別表第1の5の項に規定する工場、店舗等周辺区域（県道玉野倉谷線沿道流通業施設集積型）で建築できる建築物	
自治会区域界			

「区域界の内にある農用地区域、第1種農地及び第2種農地は、区域から除く。」